

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

マイナンバー制度の 法人番号指定について

Q マイナンバー制度の法人番号指定について教えてください。

A 設立登記法人の法人番号指定通知書は、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、当該申告書・届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地に送付されます。

なお、外国法人の法人番号指定通知書は、国税に関する法律に規定する申告書・届出書に記載された日本国内の主たる事務所又は営業所等の所在地宛に送付されます。

国税庁ホームページの「法人番号の通知書発送及び公表予定日」に記載する法人番号指定通知書の発送予定日以後しばらく経過しているにもかかわらず、本店又は主たる事務所に通知書が届いていない場合や、送付された通知書の内容に関して、不明な点などがある場合は国税庁の法人番号管理室

(0120 - 053 - 161) まで連絡してください。

電話受付時間

平日：午前8時45分から午後6時まで

* 土日祝日は執務を行っておりません

直ちに法人番号等を確認・利用したい場合には、法人番号の指定がされていれば、手元に通知書がなくてもインターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で、法人名および所在地等から検索することにより確認することができます。

国税庁法人番号公表サイトURL

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

(平成27年10月5日 開設)

公表される所在地は、登記上の所在地となります。また、確認した法人情報の画面は、印刷することもできます。

法人番号指定通知書は、法人番号をお知らせするためのものですので、原則として再送付は行っていませんが、国税庁法人番号公表サイトで法人番号等の確認ができないなど、通知書が必要な場合(例えば公表に同意していない人格のない社団等で通知書を紛失し、法人番号がわからない場合など)は、前記の国税庁法人番号管理室(0120-053-161)まで連絡してください。

法人番号指定通知書が届いたが、既に解散しており、現在事業実態のない場合、届いた通知書については、特段返信等の手続きは不要ですが、適切に保管してください。

設立登記法人の法人番号は、法務省の登記情報に基づいているため、登記の閉鎖手続きを行っていない場合には、通知書を発送していますが使用の予定がなければ破棄しても構いません。

法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」でも確認できますので、後で使用する機会が発生したら、そちらを利用してください。

また、法人番号は、一度指定されると自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用されることとされていますので、番号を保有する法人(法人番号保有者)が清算の結了等により消滅したからといって、転々と流通する法人番号が直ちに不要になるものではなく、法人番号に関連付けられた情報(特定法人情報という)の授受が行われる限り利用されるものであることから、抹消されることはなく、同一番号が他の法人に使用されることもありません。

なお、公表を行った法人番号保有者について清算の結了等の事由が生じた場合には、当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日を公表事項に加えることとしています。

(税制委員会：赤羽 総一郎、青木 稔、藤澤 利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)